

# ○就労移行支援サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注		
		地方公共団体 が設置する 指定就労 移行支援事 業所又は指 定障害者支 援施設の場合	利用者の数 が利用定員 を超える場合 又は	職業指導員若 しくは生活支 援員又は就労 支援員の員数 が基準を満た ない場合 又は	サービス管理 責任者の員数 が基準を満た ない場合	就労移行支 援計画等が 作成されて いない場合	標準利用期 間超過減算	身体拘束 止未実施減 算(障害者支 援施設が行 う就労移行 支援の場合) 又は 身体拘束 止未実施減 算(障害者支 援施設以外 が行う就労 移行支援の 場合)	虐待防止措 置未実施減 算	業務継続計 画未策定減 算	情報公表未 報告減算
イ 就労移行支援サービス費(1)	(1) 定員20人以下 (一) 就労後6月以上定着率が5割以上の場合 (1210単位) (二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (1020単位) (三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (879単位) (四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (719単位) (五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (599単位) (六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (519単位) (七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (479単位) (2) 定員21人以上40人以下 (一) 就労後6月以上定着率が5割以上の場合 (1055単位) (二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (881単位) (三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (745単位) (四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (649単位) (五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (524単位) (六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (449単位) (七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (433単位) (3) 定員41人以上60人以下 (一) 就労後6月以上定着率が5割以上の場合 (1023単位) (二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (857単位) (三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (711単位) (四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (614単位) (五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (515単位) (六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (446単位) (七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (413単位) (4) 定員61人以上80人以下 (一) 就労後6月以上定着率が5割以上の場合 (968単位) (二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (816単位) (三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (684単位) (四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (562単位) (五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (464単位) (六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (418単位) (七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (387単位) (5) 定員81人以上 (一) 就労後6月以上定着率が5割以上の場合 (835単位) (二) 就労後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 (719単位) (三) 就労後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 (625単位) (四) 就労後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 (516単位) (五) 就労後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 (478単位) (六) 就労後6月以上定着率が0割超1割未満の場合 (392単位) (七) 就労後6月以上定着率が0の場合 (364単位)	×95/100	×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	×95/100	×90/100	×99/100	×99/100	×95/100
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき15単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算) ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) (1日につき6単位を加算)										
就労支援関係研修了加算	(1日につき6単位を加算)										
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) (1日につき51単位を加算) ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ) (1日につき41単位を加算)										
高次脳機能障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)										
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)										
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1日につき17単位を加算) ロ 1時間以上 (1日につき280単位を加算)										
欠席対応加算(月4回を限度)	(1日につき94単位を加算)										
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき32単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき43単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき125単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1)利用者1人 (1日につき800単位を加算) (2)利用者2人 (1日につき500単位を加算) (3)利用者が3人以上8人以下 (1日につき400単位を加算) ホ 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき500単位を加算) ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき100単位を加算)										注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合 注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合 注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) (1日につき180単位を加算) ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ) (1日につき115単位を加算)										
利用者負担上乗額管理加算(月1回を限度)	(1日につき150単位を加算)										
食事提供体制加算	(1日につき30単位を加算)										
移行準備支援体制加算	(1日につき41単位を加算)										
送迎加算	イ 送迎加算(Ⅰ) (内通につき21単位を加算) ロ 送迎加算(Ⅱ) (内通につき10単位を加算)										注 同一敷地内の場合 ×70/100
障害福祉サービスの体験利用支援加算	イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算) ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)										注 地域生活支援拠点等の場合 +50単位
通勤訓練加算	(1日につき800単位を加算)										
在宅時生活支援サービス加算	(1日につき300単位を加算)										
社会生活支援特別加算	(1日につき480単位を加算)										
地域連携会議実施加算	イ 地域連携会議実施加算(Ⅰ) (1回につき、583単位を加算) ロ 地域連携会議実施加算(Ⅱ) (1回につき、408単位を加算)										注 (Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月に1回かつ1年につき4回を限度とする。
緊急時受入加算	(1日につき100単位を加算)										
集中的支援加算(月4回を限度)	(1回につき1,000単位を加算)										

福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×103/1,000)	<p>注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計</p> <p>注2 指定障害者支援施設において行った場合</p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×107/1,000)</p> <p>ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×0/1,000)</p> <p>ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×89/1,000)</p> <p>ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十所定単位×71/1,000)</p> <p>ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)</p> <p>(1)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき 十所定単位×94/1,000)</p> <p>(2)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき 十所定単位×89/1,000)</p> <p>(3)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき 十所定単位×0/1,000)</p> <p>(4)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき 十所定単位×0/1,000)</p> <p>(5)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき 十所定単位×76/1,000)</p> <p>(6)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき 十所定単位×0/1,000)</p> <p>(7)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき 十所定単位×67/1,000)</p> <p>(8)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき 十所定単位×76/1,000)</p> <p>(9)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき 十所定単位×0/1,000)</p> <p>(10)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき 十所定単位×54/1,000)</p> <p>(11)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき 十所定単位×58/1,000)</p> <p>(12)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき 十所定単位×0/1,000)</p> <p>(13)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき 十所定単位×48/1,000)</p> <p>(14)福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき 十所定単位×36/1,000)</p> <p>注3 令和6年6月1日から算定可能</p> <p>注4 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能</p>	
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×101/1,000)		
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×86/1,000)		
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十所定単位×69/1,000)		
	ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)		(1月につき 十所定単位×90/1,000)
		(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)		(1月につき 十所定単位×86/1,000)
		(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)		(1月につき 十所定単位×88/1,000)
		(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)		(1月につき 十所定単位×94/1,000)
		(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)		(1月につき 十所定単位×94/1,000)
		(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)		(1月につき 十所定単位×73/1,000)
		(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)		(1月につき 十所定単位×71/1,000)
		(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)		(1月につき 十所定単位×65/1,000)
		(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)		(1月につき 十所定単位×73/1,000)
		(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)		(1月につき 十所定単位×63/1,000)
	(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)	(1月につき 十所定単位×52/1,000)		
(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)	(1月につき 十所定単位×56/1,000)			
(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)	(1月につき 十所定単位×48/1,000)			
(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)	(1月につき 十所定単位×35/1,000)			
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×64/1,000)	<p>注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計</p> <p>注2 指定障害者支援施設において行った場合</p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×67/1,000)</p> <p>ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×48/1,000)</p> <p>ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×27/1,000)</p> <p>注3 令和6年5月31日まで算定可能</p>	
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×47/1,000)		
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×26/1,000)		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×17/1,000)	<p>注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計</p> <p>注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき 十所定単位×18/1,000)</p> <p>注3 令和6年5月31日まで算定可能</p>	
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×15/1,000)		
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算		(1月につき 十所定単位×13/1,000)	<p>注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等処遇改善特別加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計</p> <p>注2 令和6年5月31日まで算定可能</p>	